

『佐倉商工会議所会報誌有料折込チラシ』運用規程

1. 本サービスは、佐倉商工会議所（以下、「甲」という。）の会員企業（以下、「乙」という。）の販路拡大及び発展に資する事を目的とする。よつて、甲の会員以外の利用は認めない。但し、行政、公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する佐倉商工会議所会報誌「クロスポイント」（以下、「会報誌」という。）に、乙の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
 - 1) 商工会議所会員であること。但し、政府または公的団体はこの限りではない。
 - 2) 公序良俗に反しないこと。
 - 3) 関係法規に違反しないこと。
 - 4) 政治性、宗教性がないこと。
 - 5) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
 - 6) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 7) 投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
 - 8) その他、当該サービスの運用上不適正と認められないこと。
 - 9) セミナー・個別相談は、後援承諾を得たものであること。
3. 同封物の内容については、同封希望月の前月まで事前にサンプルを添えて申込をするものとし、前条に反する、或いは他の理由により不相当と認められる場合本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べる事がある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。
また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について甲は一切の責任を負わない。
6. 封入料金は、甲が別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発行月の末日までに支払を完了すること。
料金は税別で、A4サイズ 20,000円、A3サイズ（二つ折り） 30,000円とする。
7. 「会報誌」に同封するチラシ等のサイズはA4とする。A3の場合は基準サイズに折った状態で納品すること。
8. 「会報誌」に同封するチラシは必要部数を同封の前月20日までに甲が指定する場所へ納品することとする。また、残部が生じても返却しないこととする。万が一、甲の定める期日迄に間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。
9. このサービスは、毎月10社（申込先着順）まで、また原則として1社1点までとする。また、折り込みの順番も順不同とし、乙の希望にそえない。
10. この運用規程に同意した場合は、申込書へ必要事項を記入して広報担当へ申込をすること。

附則

1. この規程は、平成27年12月25日から施行する。
2. この規程は、令和6年6月6日から施行する。